平成２２年（フ）第１１７６８号
東京都大田区蒲田３丁目７－２－102
破産者　馬場　清盛
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７８９号
千葉県我孫子市新木野３丁目４－11
破産者　石井　　修
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８３０号
東京都杉並区高井戸東４丁目20－14
破産者　宮地友三郎
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８３５号
東京都荒川区西日暮里２丁目53－５－802
破産者　寺田眞理子（旧姓岩崎）
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８８６号
神奈川県横浜市神奈川区反町３丁目22－３－303
破産者　阪口真理子（旧姓坂上）
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８９９号
神奈川県相模原市中央区淵野辺１丁目11－２
破産者　亀田　浩代
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２６号
埼玉県新座市石神２丁目９番24号
破産者　有限会社タカク工業
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３７号
千葉県銚子市明神町２丁目228番地
破産者　有限会社タイチ水産
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成１９年（フ）第２３４９３号
東京都台東区竜泉１丁目19番12号
破産者　株式会社東邦エンジニアリング
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９０１号
東京都新宿区西新宿６丁目５番１号　新宿アイランドタワー35階
破産者　株式会社サザンウインド・インターナショナル
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９０２号
東京都新宿区西新宿６丁目５番１号　新宿アイランドタワー35階
破産者　株式会社ドクターカナコ
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９０３号
東京都新宿区西新宿６丁目５番１号　新宿アイランドタワー35階、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区西新宿７丁目119番地７
破産者　株式会社学塾
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９０７号
東京都新宿区北新宿４丁目16番４号
破産者　株式会社前川建工
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５９号
富山市赤田137番地38
破産者　高島　　武
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６４号
山梨県北杜市大泉町西井出8240番地の4638
破産者　寺本荘有限会社
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５号
三重県尾鷲市小川東町３番７号
破産者　三林　輝匡
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２０年（フ）第２２０号
滋賀県彦根市稲枝町260番地
破産者　有限会社季節の家彦根工芸
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第９０１４号
大阪府東大阪市渋川町１丁目14番５号
破産者　株式会社今製作所
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６７３号
大阪市東淀川区井高野３丁目２番43号
破産者　大川　静枝
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７５９号
大阪府吹田市南金田２丁目３番29号
破産者　株式会社アド・ツカサ
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２６８号
大阪市浪速区日本橋５丁目７番10号
破産者　有限会社スーパー恵美須
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２８９号
大阪府大東市三住町11番44号
破産者　有限会社読売機動企画
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８１９号
大阪市鶴見区焼野３丁目１番14号
破産者　有限会社産業機械
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部